

14 パソ協第 004 号
平成 14 年 4 月 11 日

経済産業省 商務情報政策局
局長 太田 信一郎 殿

社団法人 日本パーソナルコンピュータソフトウェア協会
会長 川島 正夫

戦略的 IT 投資促進税制（仮称）の導入及び研究開発促進税制 に関する要望書

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会にご指導、ご鞭撻を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、ご高尚のとおり、いまや情報技術（IT）の進展は日本経済社会全体に影響を及ぼすにいたるほど重要な課題となっております。IT の利用が企業の成長力・競争力ひいては経済構造に重要な影響を及ぼすことは、もはや政府並びに産業界全般に共通の認識であります。

しかし、我が国の IT 投資は、普及の面、及び企業の経営革新に結びついているかという点で米国に大きく立ち遅れ、この差が産業・社会の構造改革、国際競争力向上の面からの遅れとして懸念されております。

こうした中で、求められる施策は、短期的な経済回復とともに持続的な経済発展と国民生活の向上につながる一貫性を持った抜本的な経済対策であり、これらを実現するためには、特定分野の産業に限らず、あらゆる分野の共通基盤となる IT 投資が最も有効な施策であると考えられます。

景気の先行き不透明感を背景に、IT 関連の設備投資を控える動きが出始めている状況を踏まえ、産業の国際競争力の回復と経済構造改革につなげていくためには、企業の設備投資意欲を刺激して経済の活性化を図れるよう、現行の税制上の優遇税制を見直す必要があります。

現行の設備投資関連税制は、ハードウェアが対象の主体であり、ソフトウェア/サービスを対象とすることができていないのが現状です。21 世紀のわが国の経済を支えるものとして期待されているバイオテクノロジーやナノテクノロジーのような新しい技術も、その実態を見ますとコンピュータによる機器の制御やソフトウェアによる解析に大きく依存しており、IT がこれらの新興産業の基盤であることは明らかです。

このような社会の動向、産業基盤の変遷を踏まえ、税制におきましてハードウェアのみならずソフトウェア/サービスをも包括する新しい枠組みが必要であると考えます。

さらに、企業の創造的発展の原動力となるのは研究開発であり、その充実には経済活性化のために欠かせない課題であるにも関わらず、現行の増加試験研究費税額控除制度は試験研究費が伸び悩む中で活用の余地が狭まっています。研究開発を一層促進する観点から、より広汎に活用できる新たな研究開発支援税制を含め、抜本的に改正・充実すべきであると考えます。

そこで、以下のとおり、税制に関する要望を致しますので、格別のご高配を賜りたくお願い申し上げます。

敬具

記

1．戦略的 IT 投資減税（仮称）

IT 投資につきましては、ハードウェアのみならずソフトウェア（購入あるいは自社開発）/サービスに対する投資についても広く IT 投資と認定して対象とする優遇措置の導入が望まれます。ここにつきましては、従来は費用とされていた自社開発の社内利用ソフトウェアが、会計上も税法上からも今般資産とされたことにより、課税ベースの拡大となることも付言いたします。

また、資産となるソフトウェアに対する投資の中で、特に「市場販売目的のソフトウェア」開発につきましては、制作されたソフトウェアが広く社会において利用され、経済の効率化に資することから、一般のソフトウェア投資よりも高い割合の優遇措置がなされることを要望いたします。

適用対象となる投資額の範囲

ハードウェア、ネットワークなどに対する投資と付随費用

ソフトウェア投資と導入費用

サービス

コンサルタント費用

システム企画

人材育成

（ネットワーク構築、ソリューション、システムインテグレーション等）

適用対象企業

業種規模などを問わず法人全般

税制優遇措置の方法

IT 投資総額あるいは、その増加額に対する税額控除など。

2．研究開発促進税制

現行の増加試験研究費税制について拡充を行うことを要望いたします。

適用範囲の変更

現行の試験研究費の増加分 試験研究費として計上した額の一定割合に変更

適用対象企業

業種規模などを問わず法人全般

税制優遇措置の方法

現行と同じく対象額の税額控除

なお、この税制の施行にあたっては、企業における経理実務上の混乱及び税務当局とのトラブルが生じることのないよう特段のご配慮をお願い申し上げます。

以上